

控訴人中村涼香意見陳述メモ

控訴人の中村涼香です。

私は長崎で生まれ育ちました。被爆地で育つ中で、私は幼い頃から、「大きな力によって、人の命や尊厳が簡単に踏みにじられてしまう」ということに強い恐怖と違和感を抱いてきました。安全保障や国益といった“構造”の話の中で、人権が後回しにされてしまう。その現実を変えたいと思い、これまで被爆者の方々とともに、署名活動や座り込み、ロビー活動などを続けてきました。

私が17歳のとき、国連で核兵器禁止条約が採択されました。核兵器が開発され、広島と長崎に原爆が投下されてから、初めて核兵器を違法とする国際的なルールができた瞬間でした。世界で唯一の戦争被爆国である日本には、ぜひこの条約に参加してほしいと思っていました。核兵器の恐ろしさを知っている日本が参加しないということは、核兵器の存在を認めることでもあり、世界の核軍縮の流れを後退させることになると感じていたからです。

20歳になった私は、日本政府に条約参加を求めるため、国会議員のもとへ足を運ぶようになりました。ですが、そのときの私は、まだ被選挙権を持っていませんでした。自分の意思で政治に参加することはできず、誰かに代弁してもらえない。政治の意思決定に参加する権利が制限されているということは、こうした重大な議論に、自分自身の声で参加する権利が制限されているということでもあります。

そして、面会をお願いした議員の一人から、私はこう言われました。

「若者に何が分かるんだ」

もちろん、真摯に耳を傾けてくださった議員の方々もいました。私は、大人全員が悪いとか、議員全員に敵対しているとか、そういうことを言いたいわけではありません。でも、その一言は、社会の中に確かに存在する、「若者は未熟で、対等に議論する存在ではない」という認識を象徴しているように感じました。私はそのとき、自分がこの社会の“対等な構成員”として扱われていないことを、はっきりと感じました。

今回の裁判で、私はずっと問い続けてきました。被選挙権とは、一体誰の権利なのか。しかし、地裁判決を読んだとき、私は大きな違和感を覚えました。そこでは、被選挙権が「国民主権」のもとにある権利であるという、最も根本的な問

題が、ほとんど論じられていなかったからです。

被選挙権は、法律で一定の年齢に達した人だけに与えられる、単なる資格なの
でしょうか。私はそうは思いません。日本国憲法は、「主権が国民にある」と定
めています。もし本当に主権者が国民であるならば、国民は単に「投票する存在」
で終わるのではなく、自ら政治を担う存在でもあるはずです。

国民の代表として議会に立つ人を能力主義的な価値観でのみ選んでいては、
汲み取れない国民の声があります。民主主義はより多くの人に関われているべ
きであり、多様な立場の多様な価値観の人が議会に立ってこそ、民主主義の価値
は発揮されます。

若い人の政治への関心の低さがしばしば指摘されますが、関心を持ち、参加し
ようとする若者に対しても、「まだ若いから」という理由で門戸が閉ざされてい
るのであれば、その責任を若者だけに求めることに違和感があります。少なくと
も、私は若者であるという理由で疎外感を覚えてきました。

この裁判は、単に被選挙権を何歳にするかという話ではありません。若者を、
主権者として本当に扱うのか。「国民」とは誰なのか。そのことが問われている
裁判だと思っています。

私は、若者だから特別扱いしてほしいわけではありません。ただ、同じ主権者
として、対等に政治に参加する権利を認めてほしい。そのことを、ここで訴えたい
と思います。

以上